

都筑区緑道再整備ガイドライン 意見募集結果について

1. 意見募集結果の概要

15名 延べ 104件のご意見をいただきました。

また、専門家ヒアリングとして川手昭二筑波大学名誉教授にご意見を伺いました。

意見募集結果については別紙参照。

2. 論点

(ア)ガイドラインとして定めるべき範囲【関連意見番号 42】

現状は再整備の基本的な方向性と進め方を中心に、再整備の際に必要となる背景情報や解決事例を整理している。さらに再整備の内容に踏み込むべきか。土木事務所としては、各路線の地域性や整備年度に開きがあり、過度な記載は現実と乖離してガイドラインの実効性を失わせる原因となると考える。

(イ)再整備の3原則【関連意見番号 64】

3原則に<緑道機能の発揮><安全性の確保>を追加してはという意見については含める方向で検討する。(5原則)

(ウ)再整備のプロセスにおけるゾーニングと<魅力的な場>の取り扱い

【関連意見号 Q】

本ガイドラインにおけるゾーニングは<生活路線としての利用強度>の面から見た場の性質を示すものであり、ゾーニングによって機械的に整備内容を定めるものではない。したがって、スポット的に存在する<魅力的な場>については、設計時に意見を出し合い、保全するようプロセスに組み込んではどうか。

3. その他確認すべき事項・意見

- 表現についてのご意見は、全体での文章の調子も含めて調整する
- 意見交換会の結果については、入札に影響を与えない範囲で公開する旨を記載する。
【関連意見番号 55】
- 個別のゾーニング変更の要望については、追加で現地調査し決定する。
【関連意見番号 41他】
- 自転車対策については自転車歩行者安全対策事業による対策が基本となる。
【関連意見番号 29他】

4. 今後について

都筑区緑道再整備ガイドライン策定に関する意見交換会は今回が最後です。

3月中に策定し4月早々の公表を予定しています。公表の際は都筑土木事務所ホームページ、メール等でおしらせします。

3月2日 ガイドライン（案）の意見募集結果の検討会の議事録

▼要旨

- ・「都筑区緑道再整備ガイドライン(案)に関する意見交換会」第二回を実施。
都筑土木事務所にて意見募集結果の検討会を行った。

▼配布資料

「都筑区緑道再整備ガイドライン意見募集結果について」「意見募集結果シート」「川手先生意見シート」

▼意見募集結果

- ・計 15 名、延べ 104 件のご意見をいただき、また専門家ヒアリングとして川手昭二筑波大学名誉教授にご意見を伺った。
- ・いただいた意見の大半は文言や図の修正に関する内容。意見交換会では論点として 3 点を取り上げた。

▼論点（ア）ガイドラインとして定めるべき範囲（関連意見番号 42）

- ・P22 「基本的な考え方」として 3 点をまとめているが、当たり前すぎて指針ではないのでは？という意見をいただいた。
- ・ガイドライン策定に至る経緯として、P30 コラムにあるように「設計思想の理解が不十分だった点」「意見を伺わないままの工事の進め方、近隣の方以外に周知できていなかった点」等の反省がある。そうならないために最低限何を抑えるべきかを 3 点に整理した。
- ・ガイドラインでは大枠を定め、詳細な内容については工事毎に定めると切り分ける。
- ・緑道再整備は完成までに 10 年程かかり各路線の地域性もある。ガイドラインに詳細に書き過ぎると現実との乖離があるため大枠に留める。

<参加者意見>

- ガイドラインは大枠で根本的な基準が記してあれば良いと思う。
- Ⅲ章の技術的な点は都筑土木事務所が責任を持って決めればよい。区民が口を出さない方が良い。だが、Ⅱ章は区民と一緒にやるべき。この 3 点は当然だが、さらに踏み込んだ基準にするべき。緑道以外だけでなく都筑区全体をカバーするような内容にするべき。
- ⇒緑道ガイドラインには街全体については書くことは出来ない。（都筑土木事務所）
- ガイドラインを読んで緑道はこんな考えで造られていたのかと初めて知った。素晴らしいところに住んでいるのだなと思った。ガイドラインに詳細な内容を載せるのが本当に良いのか疑問。基本的な考え方方が踏襲されている事がわかれればよいと思う。

▼論点（イ）再整備の3原則（関連番号 64）

「基本的な考え方」の3点はこのままとして、追記するのであればP32「再整備の3原則」を「緑道機能の発揮」「安全性の確保」を加えた5原則を検討する。

<参加者意見>

→ 「安全性の確保」は当たり前なので3原則のままでよいのでは？安全を押し出してしまって、現状柵の無い池にも柵を作らなくていけなくなってしまう。

⇒緑道の機能をセルフチェックするという意味で5原則とするといよいのでは。安全基準やバリアフリーの書き方によっては白河石が使えなくなったり池に柵が必要にならないよう表現を工夫する。（都筑土木事務所）

▼論点（ウ）再整備のプロセスにおけるゾーニングと<魅力的な場>の取り扱い

（関連意見 Q）

<川手氏補足>

利用する人によって緑道の見所や魅力はそれぞれ違うため一言で基準を定めてしまうのは難しい。計画段階から区民と意見交換をする進め方が良い。再整備計画公表時はガイドラインの方針に依ると説明すればよい。意見交換会では区民がガイドラインを事前に勉強すれば、再整備計画案の否定ではなくそれにプラスした意見が出るだろう。現場で話し合うと様々な異なる意見が出るが一方的にどちらかの意見がダメではなくそれが妥協しあって総合的に緑道の魅力が上がればよい。

⇒<魅力的な場>の設定はゾーニングの強中弱3段階ではカバーできない点を補強する貴重なご意見。例えば強ゾーンの舗装はアスファルト等と機械的に結び付けずに、強ゾーンであっても場所によっては土舗装があっても良いと考える。現場説明会でモミジがいいという話題があったら部分的にモミジを楽しむ設えにする等、スポット的に状況や魅力を検討しながらゾーンの中でも変化をつける工夫をしていく。（都筑土木事務所）

▼募集意見について

・【意見 5】

⇒P4、20年に修正する。

・【意見 15】P8やP16の図では港北NTの範囲がわからない。農地などを含めての港北NTである。市街化区域のみでは勘違いされる。

⇒P9には農専地区を含めた図を掲載している。

・【意見 29・30】

⇒自転車に関しては様々な意見をいただいているが、P17記載の「都筑区自転車・歩行者安全事業」に基づいて対応していく。

・【意見 36】

⇒高木に関して並木道での欠落やシンボルツリーの場合は植栽も考えられるが、緑道内では植栽は行わない。中低木に関しては林の階層構造を考慮して里山的な低木・地被植物の植栽を検討する。

・【意見 55】

⇒意見交換会の後の成案の公表について、詳細な平面図は公表できないが図面にイラスト等を落とし込んだ図を HP 上で公開しているので P28 のフロー図に追記する。

・【意見 95・96】

⇒「中」から「強」へ等のゾーニング変更は土木事務所で調査した後判断する。

・【意見 97】

⇒横浜市都筑区都筑土木事務所が正式名称。

⇒他の文章や文言修正に関する意見については全体のトーンと合わせて調整する。

▼他の参加者意見

・Ⅲ章の各ページの「再整備の心得」を読めばポイントがわかるようになっている。目立つよう強調した方がよい。

・緑道と基幹公園の整備は別に考えるのか。

⇒工事区間は極力一体で考える。(都筑土木事務所)

・民有保存緑地の管理についても管理方法について足並みを揃えていただかないといけないのでは?例えば強剪定など。

⇒強剪定について、作業直後のインパクトはあるがビフォーアフター図を示すなど説明をしたところ苦情は来ていない。(都筑土木事務所)

・鳥が種を運ぶ等森は複雑に進化しているが、作業で元の姿に戻す必要はあるか?

⇒必ずしも実生の常緑樹を取り除かなくてはいけないわけではない。日除けが必要な場所では実生のシラカシがコントロールしやすい。(都筑土木事務所)

・ガイドラインの内容の前提となる横浜市の基準や根拠を本文に明示すべき。都筑区単独で定めているのではなく、基準に違反をしていないという事を示すべき。

⇒ガイドラインの内容は横浜市の「公園緑地設計指針」に則っている。ただ港北 NT は特殊性があり完全に指針通りではない箇所もある。指針と 1 対 1 で割り切れないところもあるため本文に明示するのは難しい。例えば、(P53)欄干の柵の幅には基準があり基準を満たしつつ緑道の雰囲気を壊さないような工夫が必要になる。個々の基準を明確に書くことはできないが、ガイドラインでは工夫の事例を紹介する事でそれぞれにあった応用を今後検討

する。(都筑土木事務所)

→緑道は特殊性があるからこそ「ガイドライン」というかたちにしているので、これでよいと思う。

・ガイドラインをPRするため印刷して近隣の方や管理組合・業者の方にも配布した方がよい。

⇒印刷は予算的に難しい。HPでの公開を考えている。(都筑土木事務所)

→マンション管理組合の植栽班20名全員でガイドラインを読み、それに沿った作業を住民が関心を持って見てくれるようになった。例え印刷しても見ずに捨ててしまう人もいる。実際の行動から知ってもらうのが大事では。

→愛護会の活動等を実際に緑道利用者に目にしてもらう事は非常に大事。

→景観を大事にする視点でガイドラインを活用してもらいたい

・緑道に面した緑地で除草剤を撒いていた業者があったので中止してもらった。薬剤の考え方等行政内で統制はとれているか。

⇒バラ園の特殊なケースを除き公園での薬剤使用禁止は横浜市共通。ただ、民間の管理組合に「来園者に影響がないように」とは伝えられるが使用禁止の強制は出来ない。

(都筑土木事務所)

・ガイドラインは素晴らしいまとめになっている。愛護会活動の作業もここまでやればよいと明確にわかる。ガイドラインに載せるべきかわからないが、土木事務所と愛護会で二度手間にならないよう愛護会の樹木管理作業範囲を確認したい。

⇒基本的に木に登っての作業は愛護会へはお願いしない。(都筑土木事務所)

→植栽管理の仕方が具体的にわかり管理組合でも充分活用できる。住民に説明もできる。活用していきたい。

・ガイドラインは公園緑地設計指針の都筑の解釈であり詳細内容は載せないとよく理解できた。これではっきりわかったので愛護会としても使いやすい。

▼今後の予定・まとめ

・いただいた意見を参考に修正を加え4月にHPでガイドラインを公表する。

・ガイドラインの運用を来年度の工事でルーチンに取り入れていく。

・1年かけて5つの緑道を廻りながら皆様とガイドラインを作り上げることが出来た。担当者が代わってもガイドラインに記した魂は引き継いでいく。

以上